少年センターだより

平成２７年７月１６日
発　行
日野町少年センター
日野町河原１丁目１番地
TEL/FAX　0748-53-1325
http://www.rmc.ne.jp/h.g-s.c

【笑　顔】

日野中学校校長　田中豊之

少年センターはじめ地域の方々には、日頃より、青少年の健全育成のために、補導活動や声掛け運動、地域ボランティア活動など本当にお世話になり感謝しております。

四月の就任以来、毎朝、昇降口の前に立って、子どもたちに、「おはよう」と、声をかけています。最初は、言われてから「おはようございます」と答えていましたが、最近では私より先に、「おはようございます」と、声をかけてくれる生徒が増えてきました。私がすがすがしさを感じる一瞬です。

あ・い・さ・つは、「**（あ）**相手より、**（い）**いつも、**（さ）**先に、**（つ）**伝える言葉！」であり、心にエネルギーを与える魔法の言葉です。これからも率先して、あいさつをしていきたいと思います。

ところで、『よく笑う人は幸福になる』という研究成果があります。米カリフォルニア大学心理学者、リー・ハーカー教授の調査によれば、ある私立女子大の卒業アルバムで、笑顔で写っている人ほど、三十年後、心身ともに健康を維持し、幸せな生活を送っている人が多かったという研究報告をしています。実際、笑いは、医学的にも身体によい影響を及ぼしますし、笑いは人間関係づくりの潤滑油でもあります。子どもたちも好きな先生は、「時には厳しく叱ってくれるが、ユーモアがある、楽しく親しみやすい先生」と、必ず言います。

これを心理学では『魅力バイアス』と呼び、親や家の人がニコニコしている家庭では、子どもは明るく元気に育つ傾向にあると言われているのです。

つまり、幸せな人が笑顔になるのではなく、笑顔が幸せを呼び込んでいる可能性があるということです。人と接するとき、いつも笑顔でいることを心がけることは大切なことです。「あいさつ」と「笑顔」の輪が友達同士や親しい人だけでなく、地域ぐるみで広がっていったら、子どもたちの健全な育成はもとより、日野町全体の暖かいまちづくりにつながっていくと思います。

青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間

滋賀県では、７月を「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」と定め、「地域の力で子どもをまもり、はぐくむ」を重点テーマに、青少年の非行・被害防止のための活動が行われます。

日野町少年センターにおいても、少年補導委員会や青少年育成町民会議等関係機関と連携して、啓発活動や巡回補導活動を行います。

重　点　施　策

- インターネット上の非行・被害防止対策の推進
- 万引きを抑止する対策の推進
- いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

スマートフォンにはフィルタリングを！

インターネット上には青少年に有害なサイトや情報も多数あり、トラブルに巻き込まれたり、犯罪被害にあうこともあります。スマートフォン等の普及によりいつでもインターネットを利用できる環境にあり、青少年がトラブルに巻き込まれないようにしなければなりません。

また、保護者には、18 歳未満の子どもにスマートフォン等を購入する際、フィルタリングソフト等を利用するよう義務付けられています。

いち早く気づこう！子どもからの SOS

いじめ・暴力や人間関係等に悩み苦しんでいる地域の子どもたちを周囲の大人たちがいち早く気づき、子どもからの SOS を見逃さず子どもの命を守り、その育ちを支えることが重要です。

万引きは犯罪です！

万引きや自転車盗は、非行の入り口といわれる初発型非行です。万引きは、初発型非行の半数以上を占め、検挙・補導される少年の低年齢化が深刻な状況にあるといわれています。

万引き等を繰り返すうちに罪の意識が薄れていき、次第に非行がエスカレートする危険性もあります。

万引きはしない・させない・許さない

危険ドラッグ ダメ・ゼッタイ

滋賀県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動　平成 27 年 6 月 20 日(土)から 7 月 19 日(日)

8月の活動予定

１日	「氏郷まつり夏の陣」夜間パトロール
５日	県所長会
７日	街頭補導
１１日	有害図書等立入調査
２１日	街頭補導
２５日	有害図書等立入調査
２８日	街頭補導

センター職員随時パトロール

道路交通法改正　自転車は交通ルールを守って安全運転

自転車は、道路交通法上「軽車両」と定義されています。車の運転者と同様に交通ルールを守らなければなりません。
この道路交通法が、平成２７年６月１日改正され、自転車で信号無視など危険な行為を繰り返した運転者に対して「自転車運転者講習」を受けることが義務付けられました（１４歳以上が対象）。
交差点での一時停止していますか？道路の左側を走行していますか？この機会に自分の自転車運転を見直しましょう。

自転車運転者講習の対象となる危険行為（14項目）

①**信号無視**
②**通行禁止違反**（道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路を通行してはいけない）
③**歩行者用道路徐行違反**（自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない）
④**通行区分違反**（歩行者用路側帯を通行したり、道路の右側を通行してはいけない）
⑤**路側帯通行時の歩行者通行妨害**（自転車が通行できる路側帯では、歩行者の通行を妨げるような速度や方法で通行してはいけない）
⑥**遮断踏切立入**（遮断機が閉じている、閉じようとしている、警報機が鳴っている踏切内に入ってならない）
⑦**交差点安全進行義務違反**（交差点で左方から進行してくる車輌や優先道路を進行する車両を妨害してはいけない）
⑧**交差点優先車妨害等**（交差点を右折する場合、直進車や左折車の進行を妨害してはいけない）
⑨**環状交差点の安全進行義務違反**
⑩**指定場所一時不停止等**（道路標識等一時停止が指定されている所では、一時停止をしなければならない）
⑪**歩道通行時の通行方法違反**（歩道では、車道寄りを徐行しなければならない。また、歩行者の通行を妨害しそうなときは一時停止しなければならない）
⑫**ブレーキ不良自転車運転**（ブレーキの装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車を運転してはいけない）
⑬**酒酔い運転**
⑭**安全運転義務違反**（ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転してはいけない）

こんな運転も危ないからやめよう

- **スマートフォン等を使いながらの運転**（周囲を見ていないため、事故に遭ったり、歩行者にぶつかって怪我をさせたりする恐れがあります）
- **傘さし運転**（バランスを崩しやすく、傘で前方不確認となる恐れがあります）
- **イヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながらの運転**（周りの音が聞こえなかったりして事故に遭う危険性があります）

自転車事故で加害者にも！

自転車で道路交通法に違反する運転をした場合は、罰則や罰金が定められています。
また、自転車での交通事故では、被害者のことばかり考えがちですが、加害者になることもあります。もし、自転車運転で交通ルールに違反して事故を起こし加害者となった場合で、被害者に怪我をさせてしまった時など刑事法上の責任だけでなく相手に損害賠償を支払わなければならないことにもなります。この場合、子どもだから、未成年者だからは関係ありません。
自転車が加害者となった損害賠償については、ニュースでも報道されており、自転車事故や自転車が加害者となるケースも増えていると報告されています。
中学生や高校生にとっては、大切な交通手段です。自分が被害者にも加害者にもならないよう安全運転を心がけましょう

自転車安全利用五則を守りましょう

1．自転車は、車道が原則、歩道は例外
2．車道は左側を通行
3．歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4．安全ルールを守る
　☆飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
　☆夜間はライトを点灯
　☆交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5．子どもはヘルメットを着用

「ひとりごと」

「心頭を滅却すれば火もまた涼し」

（無念無想の境地にあれば、どんな苦痛も苦痛を感じないこと）

一五八二年甲斐の国(現山梨県)恵林寺（甲州市、甲斐武田氏の菩提寺)が織田信長の焼き討ちに遭った時、住職の快川紹喜（かいせんじょうき）がこの言葉を発して亡くなったと伝えられています。
今では、何事も気合いを入れ集中していれば暑さ、寒さも忘れるたとえに使われています。そんな暑い中、私は夏風邪をひき、のどが痛くゴホンゴホンと咳き込んでいる今日この頃です。“気合いが足らんわー”と少年センターを訪れてくれます、中学生や高校生に言われています。皆さんも窓を開けて寝ないようにしてください。夏風邪はなかなか治りませんよ！
さあ中学生や高校生は長い、長い夏休みに入ります。クラブ活動や友達との遊び楽しんでください、宿題も忘れないように。

ひとりで悩まないでまずは相談を！

少年センターでは、少年に関する悩みや心配ごとの相談を行っています。本人だけでなく、家族の方の相談も受けています。
また、無職少年の就労・就学の支援も行っています。高校を退学して、就労も就学もしないで家にいる、中学校（高校）を卒業して、就職したがすぐ辞めてしまい今は何もせず家にいる、中学校や高校でひきこもりで進路が決まっていない等の本人、家族の相談も受けています。
お気軽にお越しください。秘密は厳守します。

○電話相談　　○面接相談
○相談時間：月～金　9:00～16:30

日野町少年センター（日野町勤労福祉会館　2階）
電　話　0748－53－1325
E-mail　hino.t-syonen.c@rmc.ne.jp